平成２２年（フ）第１３７５号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目13番26号
債務者　森岡　鈴枝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６１号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1520番地
債務者　髙松　滝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道4357番地30、住民票上の住所福岡県大川市大字榎津340番地41
債務者　岡　　政広
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
佐賀県佐賀市松原４丁目１番１号
債務者　江口　義唯
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
佐賀県佐賀市松原４丁目１番１号
債務者　江口　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
熊本県天草市新和町小宮地804番地１
債務者　小辻　　新
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第６７３号
大分市大字皆春393番地の11
債務者　渡辺　信子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９号
大分県中津市大字島田134番地５
債務者　坂本菜穂子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８号
大分県中津市大字蛎瀬726番地１、住民票上の住所大分県中津市耶馬溪町大字金吉2631番地
債務者　末國　太一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田6160番地３
債務者　末綱　忠男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３５号
宮崎県児湯郡新富町富田東２丁目13番地
債務者　久保田美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５６号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣2050番地８
債務者　中村　美穂（旧姓勝吉）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目85番地県営グリーンビレッジ妙円寺団地19棟101号
債務者　久保　秀紀
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
鹿児島県日置市吹上町和田6773番地
債務者　北田　朝美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
鹿児島県鹿児島市千日町１番27号﨑向ビル４Ｆ
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目11番３号アマランス西田203号
債務者　岡積奈津美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目28番47号福留荘203号
債務者　中島　剛志
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
鹿児島県鹿児島市岡之原町1973番地
債務者　松元めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係